

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発病した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月に〇会社に入社し、研究職としてエンジンの設計業務に従事し、平成〇年〇月から、〇エンジン開発チームに異動し、エンジンの吸気系部品の新規開発業務に従事していた。

平成〇年〇月頃から中途覚醒、吐気、動悸などの症状が出るようになり、同年〇月〇日に〇クリニックに受診したところ、うつ病と診断された。

請求人は、本件疾病は業務に起因して発病したものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人の精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

平成〇年〇月頃に、仕事量を調整されたことにより、負担はある程度緩和されたが、仕事量は人並みまで減らず、しかも減ったことにより上司から嫌みを言われるようになった。

また、平成〇年〇月頃からは研究員が休職したため、ますます負担が増え、うつ病となった。

平成〇年〇月下旬頃の上司とのトラブルが原因で、それまでのうつ病が悪化し平成〇年〇月〇日から休業に追い込まれた。その後、出勤するようになったが、過去の休業による自分の昇進・昇格・昇給などの待遇の悪さに悩み、将来の絶望感からうつ病が悪化し病欠に追い込まれた。

本件疾病は、明らかに業務上のものであると考える。

したがって、業務との間に因果関係が認められないとして行った監督署長の不支給決定処分は誤りである。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 請求人は ICD-10 診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月下旬発病したと認められる。

(2) 発病以前おおむね 6 か月間における業務による出来事について検討すると以下のとおりである。

チーム発足当初は、請求人の直属の上司として研究員が配属されていたが、平成〇年〇月に退職し、このような状況が 8 か月後の平成〇年〇月に別の研究員が異動してくるまで続いたことについて、請求人は、この間、本来研究員が行うべき業務を自らが行っていた旨、また、この間に限らず、業務量についても請求人は他者の 3 倍の業務量であった旨を主張しているが、関係者の聴取などからは事実関係は認められず、業務の負荷があったとは判断できない。

また、研究開発が進むにつれ難易度が増し、体調不良で休職する社員が出てくるようになったことは認められるが、これに対しては、社員や派遣社員などを配置するなどの対応をとっていた。

業務による心理的負荷としては、新規の難易度の高い研究開発をチームで行っていたことから負荷がなかったとはいえないが、平成〇年〇月に〇研究員が異動してきて以降、請求人の業務の進捗状況を見て業務分担を減らしており、発病前おおむね 6 か月間の業務による負荷は軽減されていたため出来事として評価出来ない。

平成〇年〇月に同僚が研究員に昇格したことは、請求人は自分が昇格すべき立場にあったと申述をしているが、研究員に昇格する社内の基準を満たしていなかった。この出来事は「同僚の昇進・昇格があった」に該当し、出来事の平均的な心理的負荷の強度は「I」と判断される。

発病前 6 か月間の時間外労働時間数は、1 か月に 100 時間を超えるような恒常的な長時間労働は認められない。

請求人は、平成〇年〇月下旬に上司からパワーハラスメントを受けたことにより病状が悪化し、3 か月間休職したとしているが、平成〇年〇月下旬の上司との関係については、上司から指示された

図面を請求人が作成しなかったことを端緒に上司とのやり取りがあったもので、その内容からみて指導の範疇であると考えられ、「対人関係のトラブル」があったとは評価できない。

以上のことから、業務による心理的負荷の総合評価は到底「強」とは認められない。また、発病以降の経過及び平成〇年〇月下旬の上司との関係等を考慮しても、業務により症状が悪化し休職に至ったものとは認められない。

- (3) 業務以外の出来事、個体側要因について特に問題は認められない。
- (4) 以上のことから、請求人に発病した精神障害は、業務上の事由によるものとは認められない。

#### 4 審査官の判断

- (1) 平成23年12月26日付けの基発第1226第1号通達「心理的負荷による精神障害の認定基準について」に照らし、判断すると次のとおりである。
- (2) 請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月下旬発病したと認められる。
- (3) 精神障害発病前おおむね6か月間に、発病に関与したと考えられる出来事について、業務による心理的負荷の強度の評価を検討すると、請求人は研究員が1人増えたことで、もともと人の3倍の仕事量があったものが人の2倍に減ったが、仕事量が多くどこかで手を抜く必要があったため、簡易な設計図を作成し提出していたところ、平成〇年〇月頃から上司から嫌みを言われ、叱責されたなどと主張している。この出来事は、請求人の申述内容から、上司は正式な設計図の提出を指示していたにもかかわらず、請求人は業務量を理由に簡易な設計図の作成で済ませたものであると認められる。さらに、請求人は、業務量が多くそれらを全部一人でこなすのは到底無理であったと主張するが、多くの関係者からは、周囲の者の仕事の質や量と比較しても、請求人の仕事だけが多いとか難しいとか大きな負荷があったわけではない旨申述されていることから、正式な設計図を作成できない理由は見当たらず、請求人の主張は認められない。

したがって、本件出来事は、具体的出来事「上司とのトラブル」に該当し「上司から、業務指導の範囲内である指導・叱責を受けた」と評価し、その心理的負荷を「弱」と判断する。

労働時間の状況について検討すると、請求人の時間外労働時間数は、発病前1か月が19時間08分、2か月前が30時間00分、3か月前が26時間51分、4か月前が28時間26分、5か月前が26時間21分、6か月前が47時間50分と認められることから、恒常的な長時間労働とは認められない。

また、特別な出来事の存在は認められない。

- (4) 業務以外の出来事、個体側要因について特に問題は認められない。
- (5) 以上を総合すると、請求人の業務による心理的負荷の総合評価は「弱」と認められ、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

したがって、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。